

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、全庁体制の推進組織として設置した庁内機関「大泉町人権教育・啓発推進会議」のもと、関係部局との連絡調整を図りながら、各種人権施策を積極的に推進します。

また、本町の人権対策に関する第三者諮問機関として設置した「大泉町人権対策審議会」によって、人権が尊重されるまちづくりを総合的な視点で推進するとともに、人権問題への対策について迅速な対応を図ります。

2 関係機関等との連携体制

庁内機関「大泉町人権教育・啓発推進会議」と第三者諮問機関「大泉町人権対策審議会」を本計画の推進体制の核として、国や県などの関係機関・団体、各行政区、教職員、医療機関、警察、消防、メディア、企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体等との連携を検討するとともに、ネットワークを構築して、その活用を図ります。

3 相談体制

町民がいつでも安心して相談できるよう、利用しやすい相談窓口の整備に取り組むとともに、町職員の対応能力向上に努めます。

また、人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関・団体等との密接な連携・協力を図り、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組みます。